

協議第59号

古河市・総和町・三和町合併協議会の廃止について

このことについて、別紙のとおり協議に付します。

平成17年7月26日提出

古河市・総和町・三和町合併協議会
会長 館野喜重郎

別紙

古河市・総和町・三和町合併協議会の廃止について

平成17年9月12日に、古河市、猿島郡総和町及び同郡三和町が合併して古河市を設置することに伴い、平成17年9月11日をもって、古河市・総和町・三和町合併協議会を廃止する。

なお、廃止に伴う決算等については、下記のとおりとする。

記

1. 協議会の収支については、協議会規約第19条の規定に基づき、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
2. 決算及び監査の報告については、速やかに決算及び監査報告書を作成し、委員に通知するものとする。
3. 協議会の所有する財産及び剰余金については、すべて新市に引き継ぐものとする。

※合併協議会廃止までの手続き

時 期	手 続 き
7月26日	第15回合併協議会において承認
8月	【地方自治法第252条の6による手続き】 1市2町の臨時議会において廃止することを議決 ↓ 議決後、1市2町において協議書の締結・告示 ↓ 県知事へ届出
9月11日	合併協議会廃止